

2007年11月27日改訂

一橋大学機関リポジトリ (HERMES-IR)への著作物利用許諾要件

(目的)

1.自身の著作物を一橋大学機関リポジトリ(名称:HERMES-IR)に登録し、電子的な手段によって一橋大学内外に公開するために必要な要件を定める。

(電子的公開と保存)

2.一橋大学機関リポジトリ統括責任者(附属図書館長)は、電子化された著作物(以下、「コンテンツ」という。)をHERMES-IRのサーバ上に複製し、メタデータを付与の上保存する。

3.統括責任者は、ネットワークを通じて、一橋大学学内及び学外に向けて、前項の複製物及びメタデータを、標準的なコンピュータ環境でアクセスできる状態で公開する。

4.統括責任者は、HERMES-IRの安定的かつ円滑な利用環境を保持し、及びセキュリティの確保を図るために、複製し、媒体変換を行い、及びバックアップファイルを作成する。

(コンテンツの利用条件)

5.統括責任者はコンテンツの利用に際し、次の事項を遵守する。

a) 技術的に再現困難な場合を除き、著作物及びその標題の表現を改変しないこと。

b) 著作者名及び著作権の表示を行うこと。

c) 公開にあたり利用者に対して、著作権法を遵守した利用を行なうよう注意する旨明記する。

6.コンテンツの公開対象は、原則として著作物全文とする。

7.コンテンツを利用者が全文ダウンロードあるいは出力することを認める。

8.コンテンツの利用についての対価は無償とする。

(著作物の利用許諾等)

9.許諾者は、統括責任者に対して、表面記載の許諾内容に基づき著作物の利用を認める。

10.許諾者は、著作権が複数の者に帰属する場合又は許諾者以外の者に帰属する場合は、あらかじめ他の著作権者の利用許諾を得なければならない。ただし、自ら許諾を得ることが困難な事情がある場合は、統括責任者に委任することができるものとする。

11.当該論文の利用に際して第三者との紛争が生じることのないよう、許諾者はあらかじめ関係者との調整等を行っておくこと。(例えば、当該論文がすでに他の出版者から公表されている場合等。)

(著作権の帰属)

12.HERMES-IR登録にあたっての利用許諾にかかわらず、原著権には影響が及ばない。ただし、HERMES-IRとして形成されたデータベースの著作権は、本学に帰属するものとする。

(利用許諾要件の変更)

13.公開の許諾要件の変更を希望する場合は、許諾者はその理由を付して、許諾要件の変更を統括責任者に申請することができる。

(公開の解除)

14.公開の解除を希望する場合は、許諾者はその理由を付して、公開の解除を統括責任者に申請することができる。

15.一橋大学機関リポジトリ運営会議において削除することが適当であると判断された場合は、統括責任者は解除の理由を付して、許諾者に公開の解除を通知することができる。

(免責条項)

16.コンテンツの内容に関する責任は、コンテンツを提供した許諾者が負うものとする。

17.本学は、コンテンツを利用することによって生じた利用者・許諾者のいかなる損害・不利益についても、一切責任を負わないものとする。

(その他)

18.この許諾書に記載されていない事項については、必要に応じて、許諾者及び統括責任者が別途協議することとする。